



7月9日から
新しい在留管理制度がスタートします

■「特別永住者証明書」・「在留カード」

特別永住者の人には、「特別永住者証明書」が従来どおり市区町村窓口において交付されます。その他の中長期滞在資格の人には、「在留カード(申請・届出による再交付, 更新等を含む)」が地方入国管理官署において交付されます。現在お持ちの外国人登録証明書も、一定期間は「特別永住者証明書」または「在留カード」とみなされるため、すぐに切り替える必要はありません。

◎「特別永住者証明書」とみなされる期間

- 次回確認(切替)申請期間の始期が平成27年7月8日より前の方は平成27年7月8日まで、後の方は次回確認(切替)申請期間の始期である誕生日まで
- ※ 16歳未満の方は、16歳の誕生日までです。

◎「在留カード」とみなされる期間

- ① 永住者は、平成27年7月8日まで
- ② 在留期間が5年の人は、在留期間または平成27年7月8日のいずれか早い日まで
- ③ ①, ②以外の方は、在留期間まで
- ※ 16歳未満の方は、上記条件に「16歳の誕生日までのいずれか早い日まで」が加わります。

■住所変更に関する届出

7月9日以降に住所の変更をする場合、転出する市区町村で転出の届けをし、「転出証明書」の交付を受けた後、転入先の市区町村で転入の届けをすることになります。その際、「特別永住者証明書」または「在留カード」を必ずお持ちください。

〈問い合わせ先〉市民課 (☎ 82・1140)



歴史民俗資料館開館30周年第3回
企画展「発掘された山口巡回展」

県内の平成22年度の発掘調査の成果を公開する巡回展です。

本州の西端に位置し海陸交通の要衝の地を占め、古くから歴史と文化の発展の上で大きな役割を果たしてきた山口県。その先人たちが残した手がかりから見えてくる郷土の歴史や文化財に思いを馳せ、ふるさとを再発見してみませんか。

- ◎とき 7月3日(火)～29日(日)
9:00～17:00 (月曜・祝日を除く)
- ※ 7月17日(火)は休館します。
- ◎ところ 歴史民俗資料館
- ◎内容 ①中ノ浜遺跡(下関市), ②古大里遺跡(山口市), ③東禅寺・黒山遺跡(山口市), ④田ノ浦遺跡(上関町), ⑤奥ノ坊遺跡(柳井市), その他山陽小野田市内の遺跡展示
- ◎入場料 無料



遺跡位置図



■記念講演会・ギャラリートーク

- ◎とき 7月3日(火) 13:30～15:00
- ◎ところ 市民館
- ◎講師 上山 佳彦
(県埋蔵文化財センター専門員)
- ◎聴講料 無料
- ※ 講演会終了後、歴史民俗資料館でギャラリートークを開催します。

〈問い合わせ先〉歴史民俗資料館 (☎ 83・5600)